

研究論文

国際規範の普遍性—異文化論からの再検討

上智大学名誉教授・弁護士

花見 忠

〈要旨〉

我が国の政治もビジネスも、国際条約などの国際規範は無条件に尊重すべきものという大前提で動いているが、実際には国際規範の大半は西欧諸国を中心とする大国の利害に基づいて形成されているのが実態である。政治・経済のグローバル化が急速に進展する中で、外国と我が国の国益が衝突する場合、国際法規への盲目的追従は我が国益を侵害し、場合により国を滅ぼす事態を引き起こす可能性さえ否定できない。本稿は、国際法規の実態を異文化研究の観点から再検討し、その盲目的順守が我が国の国益に抵触するような最近の事例を取り上げ、国際規範の意義に対する再検討を試みたものである。

〈キーワード〉 国際法規の普遍性、国際規範のダブル・スタンダード、三者構成原理、社会条項、中核的労働基準(条約)

1. 国際法規の理念と実態

日本国憲法 98 条 2 項は国際法規の誠実順守を定め、国の最高法規としての憲法と並び国際法規は国内法の効力を左右するものと解されている。ところが、国連やその付属機関などの採択した国際条約は殆どが西欧諸国の主導のもと、西欧的理念に基づき制定されているにも拘らず、わが国の法学界では、このような国際規範の優位性について殆ど疑問が提起されることがない。

例えば本稿執筆中の 2012 年 4 月 13 日、北朝鮮が長距離弾道ミサイルの発射実験を行った。この実験は失敗に終わったが、国際社会の多数国家は、これを核兵器開発の一環として反発、国連安保理事会は逸早く実験の予告に対し警告決議を可決、同時に国際メディア総動員で「ならず者国家」の「血迷った暴挙」を攻撃、日韓米三国は一斉に迎撃のための臨戦態勢を取るなど、国際社会挙げての狂想曲が展開された。

これまでも安保理事会は繰り返し北朝鮮の核開発に対し警告を行ってきたが、その法的根拠は1970年発効の核兵器不拡散条約にある。だが、この条約は米、露、英、仏、中5か国を「核兵器国」、その他の国を「非核兵器国」とし、後者の核兵器製造、販売を禁止するもので、非核兵器国たる北朝鮮の核兵器開発に対する多数国の干渉は、この条約を根拠とするものだが、北朝鮮はこの条約に一旦加盟後1993年に脱退しており、この条約が北朝鮮を法的に拘束するかどうか疑い。さらに、核兵器を持つとする非核兵器国から見れば、この条約は1967年1月1日以前に核兵器を保有していた5か国による核兵器独占を認める自分勝手なルールを定めた説得力を欠くもので、イランや北朝鮮から見れば国際社会を取り仕切る一部覇権国がその利益の為に定めたルールにすぎない。

この条約は、国際規範としての普遍妥当性の観点から見ると、以下三点でダブル・スタンダードの最たるものである。1. 核兵器国と非核兵器国間の不平等扱い、2. 「核兵器＝悪」→「核廃絶＝善」→「戦争放棄＝善」のレトリックと国際政治の現実の矛盾→折衷、3. 核開発は国連による制裁付き禁止の一方、保有国の核廃絶は単なる努力義務に止まる。北朝鮮のこの実験の直後4月19日に行われたインドの実験を大成功と讃えた国際メディアのダブル・スタンダードぶりは、この条約の虚偽性と自己矛盾の帰結とされている¹。国際的狂想曲の一翼を担った内外メディアの報道ぶりを見ていると、国連を中心とした国際社会の設定するルール(国際的行為規範)はグローバルな普遍妥当性を主張しうるほど立派なものなのかといった疑問が全く提起されないのが不思議千万である。

日本国憲法の前文は「恒久の平和を念願」する「崇高な理想を深く自覚」、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意し」と宣言し、戦後の日本国民は、この憲法の崇高な(だが現実とは程遠い)理想を素朴に信じ込み、国際社会のルールに対する盲目的信仰の支配に任せ、長期に亘りその妥当性を問うこともなく、自分の頭で考えない思考停止状態を続けてきた。だが、衰えたといっても今日未だ国際社会で支配的な覇権国としての地位を維持しているアメリカの対外政策の国際法無視、人権蹂躪ぶりがごく最近も新たに指摘されている。

オバマ大統領が直々選定・指名したテロリストを目標とした、中立国の国境を無視したドローン攻撃は、「宣戦布告なしの敵対的攻撃」であり戦時国際法違反の殺人行為として、ホワイトハウスに対する道義的、法的、政治的、戦略的な非難・攻撃が巻き起こり、アメリカは自ら「無法国家 unlawful state」になり下がったとさえ言われ、この様な国際法無視は、アメリカ石油

産業の利害と結びついたジョージ・ブッシュ政権下の CIA など特務機関による誘拐、拷問、暗殺作戦以来一貫した冷戦終結後の米外交政策の不可欠の属性とみられている²。日本国憲法の起草者たるアメリカ外交政策の現実からすると、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼し「われらの安全と生存を保持しよう」などという文言の虚偽性は今や疑いの余地がなさそうである。

北朝鮮によるミサイル発射という緊急事態が起きる数日前の 4 月 11 日の日経新聞朝刊一面に大きく掲載されたコラム「ニッポンの企業力」は、「日本企業は国際標準化と経営戦略を結びつける発想が弱く、技術さえ優れていればビジネスで勝るとの過信がある」などという専門家の意見を麗々しく載せていた。だが、国際ビジネスの領域に関するこのような提言は、どう考えても 10 年以上も時代遅れと言わざるを得ない。

例えば 1999 年北京の人民大会堂で開催された国際建築家連盟(UIA)の世界大会で、建築家の資格制度を国際的に統一することを定めた国際協定が採択されている。これは、国際的ルールといいながら中身は「ほとんどアメリカの制度を焼き直したもの」と専門家から指摘されている(関岡英之(2004)、14 頁以下)。その後我が国では、より広く、企業の監査役制度、公認会計士制度、国際会計基準等々のビジネスの基本ルール全般についても全く同様に、アメリカ型経営制度の基本ルールを日本に導入するため「半世紀ぶりの大改正」とされた商法改正が 2002 年に行われている。

より最近では、憲法と並び国の基本法である民法の「百年ぶりの見直し」とされる大改正が準備されつつある。この民法改正の企ては、様々の点で異文化研究の観点から興味深い現象と考えられるが、この改正の必要性につき民法学の第一人者とされる内田貴は大略以下のように解説している。

今回の改正の対象たる日本民法はもともと西欧諸国の近代法をつまみ食いの取り入れて明治時代に構築された法制度の一部として、仏・独の民法を折衷して百年も前に編纂されたものだが、さすがにヨーロッパの細かな条文をそのまま持ってきても当時の日本社会に適合しないことから、出来るだけシンプルに原則だけ定めておき、その後社会的変化に応じ解釈で補充されてきたものだが、この百年の間にますます社会の現実と乖離、「法典の条文とかけ離れた判例・解釈の積重ねによって」一般市民にとり益々難解なものとなり果てた結果、専門家への依存による法務コスト削減の必要性が生じていると同時に、国際的視点で改正のあり方を考え、確立した判例ルールを明文化することにより「その合理性を対外的に説得的に主張できるような内容の規定を、可能な限り明晰な文章で作る努力」が望まれるだけでなく、さらに進んで「グ

ローバル・スタンダード形成に影響を与えるような改正」が必要とされている（内田貴（2011）p.222）³。

ここでは、この重要な国内法の大改正の現時点での必要性について国際的視点から中々説得的な説明がなされているが、国際社会の現実を知る者からは、日本の法学者が作った「可能な限り明晰な文章」が「合理性を対外的に説得的に主張できる」ほど国際社会は甘いものかにつき疑問なしとしない。いずれにせよ、国内法のグローバル化の観点からも、西欧的国際規範の意味の本格的再検討が必要であることだけは間違いがないところである。

2. 普遍的規範としての国際規範の虚偽性

ところで、西欧的国際規範再検討に関する筆者の問題意識は、顧みると中学4年で終戦を迎え、翌1946年春旧制高校に入学、以後今日まで筆者の頭の中に脈々と持続的に存在し続けてきたものである。これを極めて簡略化すれば、西欧的理念、西欧的価値と我が国の国のあり方の相克・葛藤を巡る問題意識である。

1946年という年は、戦後日本の知識層にとって最大の課題であった「日本をあの破滅的戦争に駆りたてた内的要因は何であったのか」という問いに対する社会科学的取組の金字塔となった丸山真男の論稿「超国家主義の論理と心理」が雑誌『世界』に掲載された年である。筆者は、大学在学中丸山のゼミ生として、卒業後も公私にわたり先生の薫陶を受ける幸運にめぐまれた。丸山政治学はその後半期には、「日本的な歴史主義」とされる「古層」論へ傾斜することになるが、この時点では、近代化＝西欧化と考え、この意味での「近代化」を基準にして我が国はどこまで近代化しているかを考えるものであった⁴。

丸山と並んで、もう一人この時代の筆者に強い影響を与えたのは、民法学者の来栖三郎だった。来栖は当時、のちに『法とフィクション』（有斐閣、1999年）に収録される論文を執筆中であり、来栖からは Hans Vaihinger の「かのような」の哲学（die Philosophie des Als Ob）に依拠した法のフィクションとしての側面に注目することを教わった。

本稿では、法とは何かといった法学の基本的な問題に立ち入る余裕はないが、例えば西政法思想の頂点に立つとされる Kelsen の根本規範(Grundnorm)の思想では、根本規範が実は規範ではない「擬制」である限りにおいて、それは「現実には存在しないことになり」、Sein でもない、Sollen でもない Fiktion から「規範性」は生ずるのであろうか？という当然の疑問が生ずることになる⁵。

以上のような基本的問題意識のもと、主として労働法の分野での比較法研究と比較労使関係研究を続けてきた筆者は、とくに ILO の条約・勧告を中心とする国際労働法の研究に携わる中で、次第に国際法の規範性について大きな疑問を抱くようになってきた。

特に ILO の職員や関係研究者と頻繁に接触を持つようになると、彼らの中にも研究者としてのディグリーと業績を持つ良心的な人も珍しくなく、相当数の人が ILO の活動に疑問を抱いていることが明らかになってきた。公刊された彼らのペーパーの中には、ILO の二大基本原理とされる**三者構成原理の形骸化、国際条約の普遍的性格の虚偽性**を指摘するものが、80 年代以降次第に目立つようになってきた。

国際機関としての ILO の意思決定機関や各種会議体は、原則としてそれぞれ独立の政府、労働組合、使用者の三者の代表をもって構成するとされている。ILO の基本原理とされるこの**三者構成原理**は、ILO 設立当初から加盟国の政治体制、労働運動の現実に適合しないことが明らかとなり、以下の如く次々とその虚偽性が指摘されるようになってきた。

加盟国の中には、労働組合が政府に従属し、独立して労働者の利益を擁護するものでなく、代表者を自由に選ぶことも出来ないような非民主主義国が存在すると同時に、代表資格を欠くような労働代表が選出されていたり、国内で組合活動の自由も否定されているような国も存在し、これらの国が他の加盟国の労働代表との連携のもとに、労働側の一方的イニシアティブの下で不必要に厳格かつ詳細な条約を過剰生産 *overproduction* (E.Cordva,1993)、豊かな国のみが批准しうるような「高望み」*over-ambitious* の条約が「続々採択」(Eddy Lee,1994, I. A. Donoso, Rubio, 1998)、「現行のような労働代表選出方法は ILO の正当性、公平性、責任対応力を疑わせる」(S.Cooney,1999)、「大部分の ILO 条約は殆ど批准されておらず、従って普遍性 *universal* を欠き」(Hans-Goran Myrdal,1994)、「ILO 基準の採択は、国の労使に対し競争上不利をもたらす」(E.E.Potter,1994)等々 ILO の役割に関する否定的評価が次々公刊されてきた⁶。

このように多数の研究者や実務家により指摘され始めた ILO の国際労働基準の普遍妥当性の欠如が、西欧発の ILO 規範がアジアの現実から著しく乖離することの指摘によってより鮮明となったのは、ILO がその創立 75 周年を記念して世界各国から 75 人を選んで執筆を依頼した *Visions of the Future of Social Justice* (邦訳 ILO 『社会正義の将来展望』(1994)に掲載された筆者の拙稿を含むいくつかの論文によってである。この ILO が自己賛美の為に作成した記念文書において、マレーシアのマハティール元首相は「西欧諸国の労働組合の扇動」で途上国の生産性が阻害され、経済が打撃を受けたとして「ILO はその目的を修正すべし」とし、インドの

自営女性協会会長エラ・バット女史は「労働者の93%が家内生産、零細企業、請負労働に属し、労働組合とは全く関係がない」という同国の実態から、三者構成原理に疑問を提起するに至った。筆者は、この書物に寄稿を乞われた加盟国の少数の研究者の一人として、ケンブリッジ大の B. Hepple、フランクフルト大の M. Weiss などの研究仲間と共に三者構成原理の空洞化と国際労働基準の普遍的妥当性に対する重大な疑問を提起しておいた⁷。

このように台頭する ILO に対する途上国の立場からの批判に更に火をつけることになったのは、1996 年末に開催された WTO のシンガポール会議で行われた貿易と労働基準を結び付けようとするいわゆる**社会条項 social clause** の導入の試みである。この西欧発の策謀は、アジアの国々の低い労働条件は不公正な貿易障害に該当するとして、国際労働基準の順守を貿易協定締結の条件にしようというもので、これがアジアなど途上国の国々から強い反発を招いた結果、その代替手段として、多数の ILO 条約の中で結社の自由、強制労働と児童労働の禁止、差別禁止の4分野に関する条約だけは、加盟国の経済発展の水準に拘わりなく普遍妥当性があるものとし、これを**中核的労働基準**を保障する**中核的労働条約**と名付け、1998 年にはこの4分野を普遍的権利として確認する「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」を採択し、かろうじて ILO と国際労働基準の普遍的権威を保ち、途上国の支持をつなぎとめようとするに至った。

しかし、国際労働基準の中核的部分を、権利という言葉に置き換えて普遍性をもたせようとする西欧発の試みは、このような言葉の置き換えによって、非西欧の現状と西欧発想の基準のギャップが埋まるわけでないという現実をより鮮明に浮かび上がらせることとなった。典型的な事例としては、マハティールが指摘したように結社の自由といった国際的基本理念さえ、途上国の無責任な労働運動を促進することとなり、これらの国の生産性、経済発展に阻害的に作用し、国際競争上先進国を利することになり、また児童労働の禁止という基本的国際規範の強制は途上国では児童の働く機会を奪い、一家に飢餓をもたらすだけで児童の就学は実現しないことは広く指摘されている⁸。

この中核的労働基準の発想について、ある西欧の法学者は、中核的労働基準という思いつきと「ILO 宣言」による「労働基準」の「権利」への呼び替えにより、ILO は「この極めて難しい問題を「加盟国の党派的政治 *partisan politics* の領域から解放し」、加盟国政府や政党が、今や基本的人権と見做されることとなったこの権利の承認に反対することを極めて困難にした」もので、ILO に対する西欧支配の「偉大な勝利 (!?)」とし、さらに「異なる経済条件の下での労働基

準適用の普遍性に関する議論の毒気 *miasma* から解放した」とものと絶賛している (J.R.Bellace(2001)、 p.273)。

この法学者のむき出し且つ天真爛漫なショービニズムは別としても、途上国の西欧的基準に対する反対を「党派的政治」、「議論の毒気」などと決めつける記述は、学術誌には珍しいものだが、奇しくもここに露呈した西欧的エスノセントリックな発想は非西欧の人々からは受け入れ難いものであろう。この文章では、法規範としての国際法規が極めて政治的なものとして理解されており、西欧法規を国際法規として非西欧国に受け入れさせることが、一種の戦いとして捉えられ、これに成功すれば「偉大な政治的勝利」と見做されていることが注目に値する。また、法規範を相手方に受け入れさせることを戦いと捉える西欧的法思想のスタンスは、相手方に対する自己の権利主張のために相手方に遵守を要求しながら、しばしば同じ規範から生ずる自己の義務についてはこれを無視するという、法規範に対する西欧流ダブル・スタンダードと結び付いている。

以下では、このような国際規範のダブル・スタンダード、虚偽性の事例を、最近の国際規範と我が国の相克の事例から検討することとする。

3. 国際規範、国際基準の虚偽性のケース・スタディー

(1)CO₂削減問題における国際的詐術

CO₂削減問題は、後に様々の角度からその信憑性に疑いの生じた IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の報告書に基づき、UNEP (国連環境計画) など幾つかの国際機関 (これには ILO も含まれている) の主導により、1997年には京都議定書という名の国際文書締結に結実したが、この文書が定めた排出基準には一種の国際規範としての機能が予定されていた筈である。

ところが周知のように、この議定書そのものを主要排出国のアメリカは批准せず、カナダは「離脱」、中国、インドは「不参加」、ロシア、ヨーロッパ諸国は計算基準を 1990 年に設定するという詐術的不法共謀に近い形で、文字通りダブル・スタンダードそのものの国際基準の設定となった。これこそ国際基準の詐術的虚偽性の見本に他ならず、「お坊ちゃん日本」だけが「実に馬鹿らしいことを連続して行って、国際的ピエロを演じている」という体たらくであったが、さらに政権交代で首相となった鳩山由紀夫は国連での処女演説で舞い上がって 25%削減などと大見得を切って会場から「嘲笑の拍手」を貰ったとされている(武田邦彦(2010))。

「友愛」「自由」「平等」とか「人に優しい」などという西欧流の虚構理念をお手軽に唱えて

自己陶醉に浸っている我が国の政治家たちは、国際政治を操る強かな西欧政治家に手玉に取られること必定である。実は2009年11月には、IPCCの報告書の信頼性に対する重大な疑惑が浮上するという衝撃的な事件が発生している。これはイギリスにおける電子メール流出事件に伴い、IPCCに参加する科学者による気温データの意図的改竄が浮上し、ウォーター・ゲート事件を文字って climate-gate と名付けられた一大スキャンダルに発展したものである。

これは、イギリスの研究所から盗まれたファイルから、気候変動運動のリーダー達が自分たちのデータの誤りについて議論、IPCCに参加する研究者が気温データを意図的に操作、温暖化人為説に対する批判者をIPCCに採用しないよう相談、批判者を黙らせる手段を論じたり等数々の悪事が暴露されたものである。これに対し、IPCCの議長や事務局長は報告書の作成は厳格な科学的手続きを踏んだものと弁明に努めていたが、この種のデータ改竄疑惑に止まらず、特にIPCCの2007年報告書は客観的な第三者の研究ではなく、殆ど専ら政府報告書や温暖化対策推進グループの報告書に依拠し、アジアに関する章では調査に基づくデータの裏付けなしに、ヒマラヤの氷河は2035年には消滅するなど少なくとも5つの明白な誤りがあり、アフリカの農業に関する部分にはもっぱら気候変動の影響で穀物収穫の大幅な減少がもたらされるといった単純な誤りが次々と指摘されるに至った⁹。

2013年以降の温暖化対策の枠組み作りのため2009年12月コペンハーゲンで開かれた気候変動枠組み条約締結会議(COP15)は、このスキャンダルの影響に加え、これまで極めてグリーンな国とされてきたホスト国のデンマークが、実は人口一人当たりのごみ排出量がEU加盟国中最大という暗黒面が暴露されたりした結果、CO₂削減案は流産の憂き目にあって終了するに至った¹⁰。

以上、CO₂削減の国際基準設定を含む西欧発の環境問題への国際的取り組みのいかにわしきを見てきたが、もともとこの壮大な国際的運動の背景にある地球温暖化論の客観性については科学者間で議論が分かれており、温暖化論と真っ向から対立する地球温暖化捏造論と呼ばれる有力な学説もあるのに、我が国ではこの点でも国際的な動きに盲従して、地球温暖化論に依拠したCO₂削減を当然の前提として、国の重要政策が安易に決定される危険が大きい。2011年に我が国を襲った大地震に伴って発生した原発事故の結果として現時点で日本国が直面している、休止中の原発再稼働の可否、ひいてはこの国のエネルギー政策の基本的あり方に関しても、この温暖化論に依拠したCO₂削減のための国際的基準の再検討が、喫緊の課題となっている。

本稿執筆中の 2012 年 4 月末の時点で、休止中の大飯原発再稼働の可否が検討中だったが、関西電力は再稼働なしにはこの夏の電力需要ピーク時に供給確保が不可能となるとして、これを理由に安全基準を満たすとする政府の判断を求めているが、これに反対する周辺地区の住民や関係自治体代表者らの主張との対立が続いていた。この問題をめぐって開かれた公聴会などで、電力会社は電力事業法により、その供給地域の需要に応じ電気の供給を「正当な理由」がない限り拒んではならないものとされていることから、電力会社と政府は電力不足を大飯原発再稼働の正当化のための梃子として利用しているが、この議論の行き着くところは結局のところ、石化燃料 v 原子力というエネルギー政策の基本スタンスに関わることにならざるを得ない。

ここでも IPPC に範をとったように、電力会社や自治体の共謀による詐術的世論操作が脚光を浴び、原発再稼働の問題をマスメディアが一斉に取り上げるようになり、テレビのワイドショーまでが関電のデータに疑義を唱え、電力不足の神話にチャレンジし出したことが注目される。この中で、民主党の仙石政調会長代理は「原発放棄は CO₂増加につながる」とし、原発再稼働を「止めた場合…、日本がある意味で集団自殺をするようなことになってしまう」と恫喝の発言をしたことが注目されている。つまり、地球温暖化に関する国際基準はエネルギー政策の基本にも関わり、その虚実是我が国の運命を大きく左右するものになりつつある¹¹。

こうして、地球温暖化論に基づく CO₂削減の国際基準は、世界各地に原発依存のエネルギー政策を拡散、世界中に原発事故の危険を惹起することにより、地球上の人類全体に大きな脅威と禍をもたらしつつある。

(2) 捕鯨、イルカ漁をめぐる国際圧力

CO₂の国際規制と同じく非科学的で、偏見に満ちた思い込みに基づいて西欧が独自のルールを我が国に押し付けようとして、近年継続的に、極めて卑劣な詐術に止まらず、時には漁船の安全を脅かすような威力、暴力をも行使しつつ、あの手この手の嫌がらせの行動を取りながら、我が国の捕鯨・イルカ漁業に圧力をかける国際活動が継続的に行われてきた。

漁業規制のための国際基準強化の動きは、魚類などの水産物保護の観点から鯨やイルカに止まらず、マグロ漁業にも及んでおり、ここでも西欧主導の規制強化に対する非西欧諸国の反発が、国際社会のパワー・ゲームの様相を呈している。2009 年 3 月ドーハで開催された、ワシントン条約締結国会議で、太平洋・地中海産のクロマグロ禁輸のための EU 案などが否決された。これは、西欧主導の過度の環境保護の主張に対し、アジアや北アフリカなどの漁業国が反発した結果、「漁業を継続しながら資源を回復させることを重要」とする日本の主張に、カナダ、チ

リ、韓国、インドネシア、チュニジア、セネガル、リビアなどが同調し、EU、モナコ、アメリカなどが提案した禁輸案がいずれも否決されたものである。

これに対し、鯨、特にイルカ漁に対する国際的バッシングはより醜悪な様相を呈している。これも周知の事実であるが、和歌山県太地のイルカ漁を告発したドキュメンタリー映画が2009年スタンス国際映画祭とやらで観客賞を受賞、これに勢いづいて観光を装って日本に入国するグループがその後もこの漁村に押しかけて、ありとあらゆる妨害行為を行い内外に話題をまいてきた。

日本の捕鯨に対する国際的干渉については、国際捕鯨団体「グリーンピース」から独立した「シーシェパード」のオーストラリア船籍船が日本の捕鯨船に対し威嚇・妨害行為を繰り返し、この船のニュージーランド国籍の船長は、逮捕起訴され2010年東京地裁で懲役2年執行猶予5年の有罪判決を受けた事件が最も象徴的である。オーストラリアはこの分野におけるジャパン・バッシングの代表国であるが、ケビン・ラッド前首相などは2007年来繰り返し、日本の捕鯨操業停止を求め国際裁判所に提訴する旨を繰り返し表明してきた。

ところが、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカなどの西欧諸国は、何れも嘗ては主要捕鯨国に属していたことは周知の事実、オーストラリアに至ってはつい30年ほど前まで世界一の捕鯨大国であった。これらの国が関わっている反捕鯨活動の理由づけは、極めて身勝手に、同時に差別的な思想に基づくものである。彼らは、捕鯨、イルカ漁の殺戮方法が残酷だというのが、食用に供する動物の殺し方はどの国でもそれぞれ伝統的に相違がある。加えて、オーストラリア前首相を含めこれら反捕鯨論者は不思議なことにノールウェーやアイスランドなどの捕鯨国をターゲットにすることはない点で、ここでも西欧特有のダブル・スタンダードを駆使している¹²。

イルカの場合はさらに荒唐無稽である。何とイルカは他の動物に比べ知能程度が高いから殺すべきでないという。これこそ、現地人は白人に比べ知能程度が低いからと、差別を当然視して殺戮征服してきた嘗ての残酷極まりない白豪主義を彷彿させる超差別主義のダブル・スタンダードに他ならない。

日本の捕鯨に対するバッシングに関しても、国際捕鯨取締条約という国際法規が存在する。この条約は、鯨は公海を泳ぐいわば人類共有の財産だから国際協力による管理が必要という世界中の共通認識で根拠づけられているが、これには絶滅回避のため捕獲規制を必要とする種類の鯨が多数存在するという認識が前提である。しかし、実際には管理の対象となるべき鯨の種

類について国際合意は存在しないという驚くべき事実がある。捕鯨問題について最もバランスのとれた文献である石井敦編(2011)は、「捕鯨問題の解説本などには『取締り捕鯨種は13種類(現在は14種類)』などを書いてあるのに、『なぜ?』と思われるだろうが、この取締条約で管理される『商業捕鯨』の定義は同条約には書かれておらず、管理鯨種、つまり管理捕鯨の対象となる鯨の種類も国際的な合意が得られていない」としている¹³。

この書物の著者たちは、鯨肉食や捕鯨活動を日本の伝統文化とする主張にも懐疑的であると同時に、調査捕鯨の名のもとに実際は商業捕鯨を続けている日本政府の立場に対しかなり批判的であるが、同時に「国際法の解釈は、時代の変化に対応しながら国際交渉を通して共通認識を形成していく政治判断の問題である」としている。このような立場からすれば、欧米特有のダブル・スタンダードによる理不尽な国際基準との対決を回避し、公正さと正当性の疑わしい商業捕鯨禁圧政策に真っ向から対決することを一貫して回避し、「商業捕鯨を再開させるために必要不可欠な戦略を遂行したことがなく、むしろ、沿岸を含めた商業捕鯨再開のための最大の障害である調査捕鯨を最優先に維持する外交政策を展開し続けてきた」我が国政府の腰の引けた政策が強く批判されることになる¹⁴。

このような我が国政府の弱腰の対外スタンスは、国の補助金に対する業者と官僚の既得権を含めた権益の維持拡大という国内政治の構造に関わると同時に、他方では、この問題のように各国の食文化、地球に生息する動植物との共生、環境保全などのように異文化問題が絡む問題においては、しばしば一国の主権と法秩序の否定を正当とする確信犯的国際運動のエスカレーターを結果するに至ることに注意しなければならない。この意味で、2008年に国内で起きたグリピース鯨肉持ち出し事件は、住居侵入、窃盗で起訴された犯人のみならず、同一組織に属する弁護士までが、犯行の正当性を主張した点で典型的な事例とされている¹⁵。

国際規範の普遍妥当性の再検討は、同時に国内における目的のために手段を選ばず、自己の権利のみを主張し被害者を含めた利害関係者の権利を無視するご都合主義の法理論(これを筆者は**法匪理論**と呼ぶ)の跳梁にも配慮、対応を促すものである。

(3) 児童誘拐とハーグ国際条約

外国人と結婚した日本女性が、破綻した結婚の結果子供を連れて日本に帰国、子供に対する親権を主張する父親が母親の行為を **abduction**(拉致、誘拐)として、子供を取り返そうとして争いとなる事件が、近年次第に増加し、国際的に注目を集めるようになっていく。特に2009年9月、この種のアメリカ男性が、母親の拒否を振り切って子供を連れて福岡のアメリカ領事館に

駆け込み、逆に誘拐容疑で逮捕されるという事件が起き、アメリカの主要メディアは一斉にこの事件を報じ、日本の文化と法制度は特殊だと指摘、2010年2月にはオーストラリア、カナダ、フランス、ニュージーランド、スペイン、イギリス、アメリカとEUの駐日大使が総結集し、日本の外務省にハーグ国際条約の批准を要求して申入れを行うに至った。

児童の国際的誘拐に関するこの国際条約は、16歳以下の子が定住する国から片方の親により連れ去られた場合、その入国先の国に対し定住国に送り返す義務を負わせるものである。我が国ではこれまでも、この条約の批准が問題の解決にとって有効か否か検討がなされてきたが法曹界でも議論が対立している¹⁶。特に福岡の事件のような場合、母国の裁判所で親権を認められた男性と、これを無視して子を連れて日本に帰国した母親のどちらが子を引き取ることが、子供の幸福と福祉にとってより妥当か、また両国のどちらの裁判所によって処理さるべきかなど、簡単には決め難い問題である¹⁷。

子供の幸福と福祉の観点からは、男性が家庭内暴力をふるうなどの事情を含め、双方の人物、性格、再婚の如何などの家庭環境、生活状況などを綿密に考慮して、判断がなさるべきであるし、同時に離婚した両親双方に面会権を認めるのを原則とするアメリカのような国と、必ずしもこれを原則としない我が国が関わっている場合に、ハーグ国際条約のように原則として元の定住国に子供を返還することが妥当か否か、極めて難しい問題が数限りなく存在する。ここでも国際条約など国際規範により問題を解決することが出来ると考えるのは大きな間違いである。

日本政府は2011年5月の閣僚会議で、国際的圧力に屈した形でこの条約を批准することを決定、これに伴う関連法改正では、子供や返還を求められた親が返還申立人から暴力を受けたことがあるなど、返還が子供に害を与えることが証明できれば、返還拒否が可能とすることが規定されることとなった。

ところがその後、この条約の批准を迫る先進国の本音があからさまになる事件が起き注目を集めるに至った。これは、2012年5月9日に北朝鮮による拉致被害者家族会の代表者と超党派の国会議員でつくる拉致議連の平沼会長らが、ワシントンを訪問しキャンベル米國務次官補と会談した際、同次官補が北朝鮮の日本人拉致問題を棚に上げ、発言の大半を費やして日本人の母親による児童拉致の問題解決のためハーグ国際条約の批准を迫り、これに驚いた日本代表は、「基本的には夫婦間の問題である子の親権問題を、国家的犯罪である北朝鮮による日本人拉致を同一視していた」と強く抗議を行ったという事件である(“Campbell’s Hague plea irks North abductee kin”, Japan Times, 2012, May 9)。

この事件は、西欧の外務高官が国家的犯罪たる他国民の拉致よりも、国際結婚に失敗して離婚した自国の男性の願望を優先して行動することにより、美辞麗句で飾られた西欧流の人権感覚の実相を日本人にまざまざと見せつけた誠に教訓的な事件であった。

おわりに

以上、国際規範、国際基準の虚偽性、ダブル・スタンダードについて検討してきたが、日本国憲法的美辞麗句の虚偽性についてふれたところから明らかなように、本稿で検討してきた国際規範、国際基準の特質は、実は国内法規、国内規範についても多かれ少なかから妥当するものである。国内法、国内規範の形成・適用においても、ILOなどの国際機関と同様の政策形成と法施行のプロセスにおいてパワー・ポリテイクスの果たす役割が重要である。

法規範というものへの物心崇拝性は国内法に関してもより顕著にみられるところであり、一般国民は知らず知らずに法律家によるマインド・コントロールの結果、暗々裏に法は正義の味方と素朴に思い込んでいる傾向が強い。この点ではおそらく、筆者が「**法匪論**」と名付ける平等法理の歪曲による弱者救済の法理論の弊害が最も顕著であろう。

「同情にことよせた要求は、最悪の偽善である」(マハティール・ビン・モハメド)

国連では「誰もが平和自体が目的のように話をした。しかし、自由と正義のない平和は平和ではない」(マーガレット・サッチャー)

以上、本稿執筆にあたり繰り返し意識させられた問題として、西欧発の近代科学、特に自然科学の客観性の問題がある。筆者の専門は人文科学の一部の社会科学の、そのまた一部たる法学だが、人文科学の研究者は兎角自然科学では学説、理論の正当性は客観的に実証可能と考えがちである。ところが、地球環境・温暖化問題、原子力発電の危険度、水産物資源保護など多くの領域で、専門家とされる人々の間で全く対極的に相反する立場に分かれて相互に攻撃し合い、特に国際的にも権威を有し高い地位を享受する専門家の言説が、次々と事実により覆されるばかりでなく、しばしばその知的誠実さや首尾一貫性の欠如が次々とあらわになるのを、啞然として眺めることが出来たのは、この数年間の最大の収穫であった¹⁸。

(最後に、長生きはすべきものと考えながら本稿執筆直前に82歳になった筆者にはあと何年も研究生生活は残されていない

いが、今後も力の続く限り法の虚構性・虚偽性の問題の追及を、今後は特に国内の法匪をターゲットとして取り組んで行きたい。

<注>

¹ R. Thakur, (2012)は、この条約の性質をこう分析した上で、北朝鮮の失敗した実験とその後インドが行った実験に対する国際社会の反応を対比し、” success has a thousand of fathers while failure is an orphan” (勝てば官軍、負ければ賊軍)の諺通りとして、非核兵器拡散条約の虚偽性を指摘している。

² W. Pfaff, ”Drones augur wider wrong”, *Japan Times*, 2012, June 18, R. Thakur, ”Drone warfare clashes with law, human rights”, *ibid*, 2012, 6 21.

³ 内田貴(2011)は、明治時代に制定された民法はもともと「西欧諸国に伍していくための国家戦略として」、主として仏・独に代表されるヨーロッパの民法を範としたものであったが、「近代化に向けて社会が大きく変動している時期」に、民法の規範しうる安定した社会慣習のない状態で、外国の細かな規定をそのまま持ってきても、日本の社会にうまく適合しないという判断のもとに、細目を省いてできるだけシンプルな立法が施行された。とした上で、明治以降の我が国の法律学は、このような外国発の抽象的条文の「解釈」と称して、「条文を読んだだけでは絶対に出てこない」解釈に専念し、判例と学説で精緻な解釈論が法典とは別の「もう一つの民法」として形成されたと述べている(同書, pp.89ff.)。

⁴ 丸山真男集(1995~97)16巻 pp.54~60、ここから、丸山の思考は「理想化された西欧近代」のイメージに基づいたもので「丸山が描いているようなイメージとしての「西欧」近代の文物などは、どこにも「実在」していない」(吉本隆明全著作集(2001)12巻 pp.71, 72.)とする批判がみられるようになる。

⁵ 山崎智也 (2000) p.610.

⁶ なお、T. Hanami(1997-2), T. Hanami(2001).参照

⁷ T.Hanami, ”Industrial relations and the future of the ILO: Changing Issues and actors,” in ILO(1994-1), pp.125ff., B.Hepple, ”The ILO: Reinventing tripartism and universal labour standards,” in ILO(1994-1), pp.133ff., M.Weiss, ”Some reflections on the future of the ILO,” in ILO(1994-1), pp.313ff.

⁸ 例えば J.Pastore(2000),

⁹ ”Stolen e-mails bring researchers’ motives into debate – ‘Climate-gate’ roils science of warming”, *Japan Times*, Dec.7, 2009, Nick Cohen, ”Don’t dismiss anti-green backlash as cranks2, *ibid*, Dec.10, 2009, ”World’s top scientists to review climate panel”, *ibid*, March 12, 2010.

¹⁰ ”Green reputation of Danes has dark side”, *ibid*, Dec. 8, 2009, ”Tempers flare at climate talks”, *ibid*, Dec.10, 2009

¹¹ Phillip Brazer, ”TV ‘wide shows’ question decision to restart Oi reactor”, *ibid*, 2012, April 22, 2012

¹² Pulvers, R., (2000), ”For humanity shake, let’s tie whaling in with animal welfare as a whole,” *Japan Times*, March 7, 2010.

¹³ 石井(2011)、5頁

¹⁴ 同書、287頁

¹⁵ この事件の犯人とその所属 NPO の幹部であり、当時の与党党首の同棲者とされる弁護士が、この犯罪行為を目的の正当性を理由に正当化し、「表現の自由(知る権利)の行使」と主張して注目されたことはよく知られている。

¹⁶ この問題についての法律家の最近の議論については『自由と正義』61巻11, 12号、参照。

¹⁷ この問題の検討に当たっては、オーストラリア男性と結婚し筆舌に尽くしがたい辛酸をなめた日本女性の著書『私が誘拐犯になるまで』(タイトル社)が多くの法律家の論稿よりも問題の核心に迫っているが、西欧の法律家であると同時に「子供の拉致天国」日本の「拉致司法」の被害者らしきコリン・ジョーズの『子ども連れ去り問題』(平凡社)とともに一読に値する。

¹⁸ 多数出版されたこの種の書物の中では、安富歩『原発危機と東大話法』(明石書店)、三宅勝久『電力腐敗』(新人物往来社)の2冊が最も豊富な情報を提供している。

<参考文献>

- Bellace, R.(2001), "The ILO Declaration of Fundamental Principles and Rights at Work", 17 *Int'l J. of Com.L.L.&I.R.*273.
- Cooney,S.(1999),"Testing Time for the ILO", 20 *Com.L.L.&I.R.*370ff.
- Cordova,E.,(1993),"Some Reflections on the Overproduction of International Labour Standards",14 *Comp.Lab.L.*,138(1993).
- Donoso,I.A. et.(1998),"Economic Limits on International Regulation : Case Study of ILO Standards-Setting ", 24 *Queen's L.J.* 189(1998).
- Hanami,T.(1997-1),"Globalization of Employment and Social Clauses", *Japan Labor Bulletin* Vol.36,No.2 pp.7ff.
- (1997-2), "Globalization of Employment and Social Clause", ,in *Law in Motion*, Brussels: In'l Encyclopedia of Laws – World Conference.pp122ff.
- 花見忠(2001), 「グローバル化時代における ILO の役割と今後の課題」『世界の労働』51 卷 10 号
- ILO(1994-1), *Visions of the Future of Social Justice*, Geneva :ILO
- ILO(1994-2)『社会正義の将来展望』日本 ILO 協会
- 石井敦編著(2011)『解体新書「捕鯨論争」新評論』新評論社
- Lee,E.(1994), "Declaration of Philadelphia: Retrospect and Prospect",133 *Int'l Lab. Rev. (1994)*
- Myrdal,H-G."The ILO in the cross-fire: Would it survive the social clause?" in Senkenberger, W. & Cambell,D.(ed.), *International Labour Standards and Economic Interdependence* (ILO, Geneva1994)
- 丸山真男(1995~97)『丸山真男著作集』岩波書店
- 三宅勝久 (2011)『電力腐敗』新人物往来社
- Pastore, J.,(2000),"Labor Standards and International Trade: The Case of Child Labor in Brazil", in *Proceedings of the 12th World Congress of the IIRA*, Vol.2,pp.47ff.
- Potter, E.E.(1994),"International labour standards, the global economy and trade", in Senkenberger, W. & Cambell, D.(ed.), *International Labour Standards and Economic Interdependence* (ILO, Geneva1994)
- Pulvers, R. (2010),"For humanity' shake, let's tie whaling in with animal welfare as whole" *Japan Times*, March 7,2010.
- 武田邦彦 (2010)「御用学者と官僚、マスコミ共同制作『温暖化地獄』の幻想」『Will』
- Thakur, R.(2012)," Possession underscores nuclear contradiction", *Japan Times*, April 30 ,2012
- 内田貴(2011)『民法改正 - 契約のルールが百年ぶりに変わる』筑摩書房
- 山崎友也(2000)「憲法の最高法規性」『北大法学論集』50 卷 3 号 569 頁以下
- 安富歩 (2011)『原発危機と東大話法』明石書店
- 吉本隆明 (2001)『吉本隆明全著作』12 卷 勁草書房